

令和3年

第3回東栄町議会定例会

会 議 録

(第3日)

令和3年9月21日(火)

令和3年第3回東栄町議会定例会 会議録

招集年月日 令和3年9月21日(火) 開会 午前10時00分  
閉会 午後 0時10分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 浅尾もと子</u>	<u>2番 伊藤紋次</u>
<u>3番 伊藤真千子</u>	<u>4番 山本典式</u>
<u>5番 伊藤芳孝</u>	<u>6番 森田昭夫</u>
<u>7番 加藤彰男</u>	<u>8番 原田安生</u>

不応招議員 なし

出席議員

<u>1番 浅尾もと子</u>	<u>2番 伊藤紋次</u>
<u>3番 伊藤真千子</u>	<u>4番 山本典式</u>
<u>5番 伊藤芳孝</u>	<u>6番 森田昭夫</u>
<u>7番 加藤彰男</u>	<u>8番 原田安生</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也	参事	村松元樹
総務課長	内藤敏行	税務課長	伊藤まり子
振興課長	長谷川伸	住民福祉課長	伊藤太
医療センター事務長	前地忠和	経済課長	夏目明剛
事業課長	原田経美	教育課長	栗嶋賢司

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	亀山和正	書記	竹内佑樹
--------	------	----	------

## 出席議員の報告

- 日程第 1 委員長報告
- 日程第 2 認定案第 1 号 令和 2 年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定案第 2 号 令和 2 年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定案第 3 号 令和 2 年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定案第 4 号 令和 2 年度東栄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定案第 5 号 令和 2 年度東栄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定案第 6 号 令和 2 年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定案第 7 号 令和 2 年度東栄医療センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定案第 8 号 令和 2 年度東栄町御殿財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 認定案第 9 号 令和 2 年度東栄町本郷財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 認定案第 10 号 令和 2 年度東栄町下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 認定案第 11 号 令和 2 年度東栄町園財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 認定案第 12 号 令和 2 年度東栄町三輪財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 認定案第 13 号 令和 2 年度東栄町振草財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 15 議案第 39 号 東栄町過疎地域持続的発展計画について
- 日程第 16 議案第 42 号 令和 3 年度東栄町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 17 議案第 43 号 令和 3 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 18 議案第 44 号 令和 3 年度東栄医療センター特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 19 議案第 47 号 東栄医療センター（仮称）等新築工事請負契約について

- 日程第 2 0 議 案第 4 8 号 令和 3 年度東栄町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 日程第 2 1 意見書第 2 号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）の提出について
- 日程第 2 2 意見書第 3 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）の提出について
- 日程第 2 3 同意案第 5 号 東栄町教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 4 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

## ----- 開会 -----

### 議長（原田安生君）

ただいまの出席議員は8名でございます。欠席議員はありません。定足数に達していますので、ただいまから令和3年第3回東栄町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元にご配布した日程の通りでございます。

## ----- 追加上程 -----

### 議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第18の次に日程第19議案第47号東栄医療センター（仮称）等新築工事請負契約について、日程第20議案第48号令和3年度東栄町一般会計補正予算第6号について、日程第21意見書第2号定数改善計画の早期策定、実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書案の提出について、日程第22意見書第3号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案の提出について、日程第23同意案第5号東栄町教育委員会委員の任命について、日程第24議会運営委員会の閉会中の継続審査について6案件が本日追加提出されましたので上程したいと思いますがこれにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって日程第19から日程第24までの6案件を追加することに決定いたしました。

### 議長（原田安生君）

委員長報告に入る前に執行部から発言の申し出がありますので許可を致します。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

はい、住民福祉課長。

### 住民福祉課長（伊藤太君）

先日の文教福祉委員会の際のご質問のありました東栄医療センター（仮称）等基本設計及び実施設計業務の最終的な契約額ですけれども当初5500万円で契約いたしました変更契約で710万円増額最終的には6210万円の契約額となりました。それともう一つ、先日の決算特別委員会でご指摘を受けました国民健康保険の積立金の件でございますけれども、ご指摘どおり条例で余剰金の100分の50以内の額と規定されている額以上の額の積立を行い条例の規定に反する事務を行ってしまったことをお詫び申

し上げ、今後につきましては早い時期に条例の改正をいたしたいと考えております。  
以上です。

## ----- 委員長報告 -----

### 議長（原田安生君）

日程第1委員長報告を行います。去る9月9日の本会議に置きまして各委員会に付託しました案件に対しての審査結果について各委員長に報告を求めたいと思います。はじめに決算特別委員長からお願いします。

（「議長、7番」の声あり）

はい、7番、決算特別委員長。

### 7番（加藤彰男君）

決算特別委員会の審査結果を会議規則により報告いたします。なお、9月9日に第1回決算特別委員会を開催し委員長に私加藤、副委員長は伊藤紋次委員が選任されました。本特別委員会には、認定案第1号令和2年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について、認定案第2号令和2年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定案第3号令和2年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定案第4号令和2年度東栄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定案第5号令和2年度東栄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定案第6号令和2年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定案第7号令和2年度東栄医療センター特別会計歳入歳出決算認定について、認定案第8号から認定案第13号まで令和2年度各財産区特別会計歳入歳出決算認定についての13件が付託されました。9月14日の委員会審査の結果、認定案第1号、認定案第2号、認定案第7号は、賛成多数にてその他の認定案は全会一致でいずれも原案のとおり認定すべきものと決しましたので報告いたします。なお本委員会は議員全員で構成され、議長はじめ全員が出席しておりますので、質疑等の詳細は省略させていただきます。以上で決算特別委員会の審査報告を終わります。

### 議長（原田安生君）

決算特別委員長の報告が終わりました。続いてこの報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。それでは文教福祉委員長に報告を求めます。

（「議長、4番」の声あり）

はい、4番文教福祉委員長。

#### 4 番（山本典式君）

文教福祉委員会の委員長報告をいたします。文教福祉委員会の審査結果を会議規則第 39 条の規定により報告いたします。本委員会には議案第 39 号東栄町過疎地域持続的発展計画について関係分、議案第 42 号令和 3 年度東栄町一般会計補正予算第 5 号について関係分、議案第 44 号令和 3 年度東栄町医療センター特別会計補正予算第 2 号についての 3 議案と陳情第 4 号定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情についての 4 件が付託されました。9 月 15 日の委員会審査の結果、議案第 44 号は全会一致、議案第 39 号と 42 号は賛成多数でいずれも原案どおり可決すべきものと決しましたのでご報告いたします。また陳情第 4 号の取り扱いは採択することを賛成多数により確認しましたので陳情第 4 号を意見書として本日追加上程させていただきました。よろしくお願ひします。

#### 議長（原田安生君）

文教福祉委員長の報告が終わりました。続いてこの報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。次に総務経済委員長に報告を求めます。

（「議長、2 番」の声あり）

はい、総務経済委員長。

#### 2 番（伊藤紋次君）

総務経済委員会の審査結果を会議規則第 39 条の規定により報告いたします。本委員会には、議案第 39 号東栄町過疎地域持続的発展計画について関係分、議案第 42 号令和 3 年度一般会計補正予算第 5 号について関係分、議案第 43 号令和 3 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第 2 号についてと陳情書 1 件の計 4 議案が付託されました。9 月 15 日の委員会審査の結果、議案第 43 号につきましては全会一致、議案第 39 号、42 号については賛成多数で原案のとおり可決されました。なお本委員会は議員全員で構成され全員が出席しておりますので質疑、討論及び採決につきましては省略させていただきます。また送付されました 1 件の陳情書についても協議を行いました。陳情第 5 号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出については協議の結果、陳情第 5 号を採択することを確認しましたので陳情第 5 号を意見書として本日追加上程させていただきました。以上で総務経済委員会の審査報告を終わります。

#### 議長（原田安生君）

総務経済委員長の報告が終わりました。続いてこの報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を打ち切ります。以上で各委員会の委員長報告を終了します。

## ----- 認定案第 1 号 -----

### 議長（原田安生君）

これより各案件の審議に移ります。各認定案につきましては去る 9 月 14 日の決算特別委員会において十分審査をして頂いておりますので、質疑については簡略にお願いをいたします。それでは日程第 2 認定案第 1 号令和 2 年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。認定案第 1 号の質疑に入ります。はじめに歳出全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

以上で歳出を終わり歳入全般について質疑をお願いをいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

以上で認定第 1 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「議長、1 番」の声あり)

1 番、反対ですか。

はい。まず原案に反対者の発言を許します。

### 1 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。反対討論を行います。令和 2 年度の東栄町一般会計歳入歳出決算認定について反対討論をいたします。村上町長は令和 2 年度の議案大綱説明の中で予算編成にあたり若い世代の生産年齢人口流入と定住促進、就労、結婚、子育ての支援を行い、高齢者の社会参加を促進し、住み続けたい、住んでみたいまちづくりを進める方針を掲げました。果たして決算の質疑を通して、東栄町が住み続けたい、住んでみたい町になったのかどうか考えたいと思います。令和 2 年度の一般会計の決算額は、歳入が 42 億 5000 万円、歳出が 39 億 9 千万円となり過去 15 年度で最大の決算規模となった令和元年度に続く高額決算となりました。コロナが猛威を振るう下でこの歳入には国の新型コロナ臨時交付金 2 億 2 千万円が含まれております。まず歳入について、私が注目したのは自主財源 20.1%に落ち込んでおります。そのうちに占める町税収入です。歳入全体に対して町税収入は 7.3%にあたる 3 億円あまりで前年度から 2.7%減少しています。私は質疑で町税減少の主な原因を伺いました。町か



らは人口減少、高齢者の増加、課税所得者の減少といった言葉が上がりました。令和元年度に東栄医療センターの救急、時間外診療が中止となり令和2年度には人工透析が中止されました。コロナ禍のもと町内でイベントが軒並み中止となり度重なる緊急事態宣言などにより休業が長引き自営業者の経営は大きく悪化しております。また5年ごとに行われる国勢調査の結果によりますと令和2年東栄町の人口減少率は県内最悪の14.6%になったことも明らかになりました。前回の平成27年調査では減少率は8.3%でしたので村上町政になって人口減少は他の自治体と比べても大幅に悪化したと言えると思います。私は医療という暮らしのインフラの崩壊が人口の大幅な減少を招きいよいよ町の言う課税所得者の減少すなわち税金を払える町民がいなくなっているという異常な事態を招いていると感じました。一方で歳入全体の79.9%約8割を占めるのが地方交付税や地方債そして国や県の支出金などです。これらは町税などの自主財源に対して依存財源と呼ばれるものです。中でも地方交付税は17億9千万円で前年度の35.9%から42.3%まで歳入に占める割合が増加しているのが特徴的です。これはどういうことかと言いますと国の特別交付税を含む地方交付税の活用、またどのように獲得するのかどのように使うのかが東栄町ではますます重要になってくるということです。私はこの観点に立って主に以下の理由から令和2年度の決算認定に反対いたします。第一は6億円にのぼった防災行政無線配備事業です。令和2年度の決算には2億9900万円が執行されております。総務省の消防庁は今年1月各自治体に向けて戸別受信機の設置を推奨する通達を出しておりますが周知のとおり村上町長は費用対効果の名目で防災行政無線のデジタル化とともに各家庭の戸別受信機の廃止を決めました。町が戸別受信機の代替として導入したテレビ配信サービスは総務課の資料では導入時の令和元年度の費用が3086万円、今回令和2年度の決算額は556万円令和3年度の当初予算が649万円となっており、今後も500万円から600万円程度の事業費が毎年発生する見込みだと考えられます。私は東栄町の財政を考えると国の交付税や県の補助金の獲得、使い方が重要になると指摘しましたが防災無線の配備事業については国、総務省は平成25年度から導入費用の7割を特別交付税措置しておりますのでそれをうまく利用することが求められると思います。しかしテレビ配信サービスの使用料や保守点検委託料といった毎年のランニングコストは対象にならないものと理解しております。さらに戸別受信機の代替として導入したタブレット端末の60台については令和3年度契約期間が5年間で総額554万円のリース契約ということでそちらのリース代についても特別交付税の対象とならずこれらの維持費は半永久的に東栄町が負担することになります。私は町が国の財政支援を十分活用せず防災行政無線事業を進めていることに疑問を感じます。第二に町の医療崩壊の原因にですね国の交付金の使い方があるという点です。今議会の質疑で私が大変驚いたのは町が東栄医療センター事業に対する国の特別交付税の金額を計算していなかったという点です。令和2年度分ということで質疑を求めましたが答弁いただけませんで

した。また旧東栄病院の廃止による清算金 10 億 8800 万円が町の医療のために使われず積み立てられていたことが明らかになったことです。出直し町長選挙後の記者会見で村上町長は、この 10 億 8800 万円について国の交付税であったことを告白したことも重大でした。これは国が東栄町のような不採算地区の医療のためにです医療の目的で交付したお金を町民の医療のために計算せず使わず積み立てていたということです。私は自治体の行政としてあるまじきことだと思います。さらに決算質疑で判明したことは、今後建設される無床診療所への国の交付税が町の資産でわずか 2000 万円にまで減ってしまうという答弁でありました。令和元年度の決算では総額約 7800 万円、令和 2 年度は普通交付税のみであります 3200 万円。特別交付税は計算していないということでしたがそれなりの金額が基準財政需要額に算入されてきたことに比べますと大幅な減額この 2000 万という数字は大幅な減額になると考えます。そしてこの決算にあたる令和 2 年度国、総務省は過疎地域の医療を守るため不採算地区病院への特別交付税の措置を引き上げております。令和 3 年度にはさらに 3 割増とする拡充を行っております。東栄町と同じ人口規模の高知県梶原病院、人口 2500 人の宮崎県椎葉村病院は入院 30 床と救急医療を維持していますが私がお話を伺った事務長さんはこのような国の特別交付税の仕組みを理解し 3 割増額の措置について大いに歓迎されていました。そして町、村の医療を守るために県と協力しあらゆる交付税措置を活用するという気概にあふれていました。愛知県大村知事は 8 月 10 日の記者会見で東栄町長選挙の結果について異例の付言を行っております。人工透析の民間クリニックの誘致や救急ベッド設置、村上町長の緊急ベッドのことでありますが、救急ベッドの設置と紹介されております。こういった村上町長の新公約に触れた上で、愛知県としては 10 年間で東三河北部医療圏への自治医大卒の派遣医師数を 12 名 2 倍に増やしたことそのうち東栄医療センターへの派遣医師はたった 1 名であるということは明らかにしています。令和 2 年度の決算質疑では、町が令和 2 年度から中止した透析治療の収支が実際には大きな赤字ではなく終始ほぼ同じであったこと、透析を廃止しても財政全体には影響がなかったということも明らかになりました。町が愛知県大村知事に対して町民と共に実情を訴え医師や技師を確保する努力を尽くせば透析を中止する必要はなかったと私は考えます。私は村上町政 6 年間で東栄町の北設楽郡唯一の入院、透析、救急を守る努力は財政面でも県への医師派遣要請の努力の上でも極めて不十分だったと思います。多くの町民の町おこしの懸命の努力にもかかわらず東栄町の医療崩壊は町民の暮らしを不安にさせ今後ますます人口減少を加速させることになると思います。以上、訴えまして反対討論といたします。

#### 議長（原田安生君）

はい、次に原案に賛成者の討論を許します。

（「議長、7 番」の声あり）

はい、7番。

#### 7番（加藤彰男君）

本定例会に上程されています令和2年度一般会計決算認定に賛成する立場から討論いたします。令和2年度の決算は、年度当初からの新型コロナウイルス感染拡大の中で新型コロナ感染対策に関わる各分野の政策事情を進めると同時にこれまでの町政における諸計画も含め町政の継続した諸事業を実施してきた決算と言えます。その点では、全国の自治体が共通して初めて経験するコロナ禍での予算と事業執行の年度であったと言えます。新型コロナウイルス感染対策では国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して医療センターへの感染症対策の機器備品の購入と設置、臨時休業、臨時休校にも備えて小中学校での児童生徒の一人一台の学習用タブレットの配布、休業要請などの影響による町内の事業者の方々を対象にした事業支援や協力金の給付、小中学校や保育園、放課後児童クラブ、子育て支援センター等への感染対策機材の設置、町民の皆さんの暮らしを応援する商品券事業、とうえい温泉等の感染対策の事業など多くの事業が実施されました。またその他の施策や事務事業においても防災行政無線の整備、乳幼児を含む住民検診や健康づくりの取り組み、のき山学校の整備、あいち森と緑事業の推進、有害鳥獣対策、林道、町道の整備、上下水道の維持管理、小中学校の教育振興等施設整備など住民の皆さんの毎日の暮らしに関わる事業が行われてきました。監査の審査意見書にもありますが、財政運営と事務事業のあり方、システムのあり方と改革などそれなりに留意して今後の事務事業を進めることが重要です。また、これまで医療センター・保健福祉センター（仮称）の建設計画の過程にあるように、コロナ禍をはじめ様々な制約がある中で住民の皆さんへの情報の伝え方、説明をどう図るかも今後にかかってくると思います。この1年近くの直接請求、町長選挙という自治体としてもプロセスを踏まえて子供からお年寄りまで私たち住民の願いに応える町政を一層推進することを求めて令和2年度一般会計決算認定に賛成するものです。以上で私の賛成討論を終わります。

#### 議長（原田安生君）

他に討論ございますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより認定案第1号の件を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<賛成者6名>

はい挙手多数であります。よって認定案第1号の件は原案のとおり認定されました。

## ----- 認定案第 2 号 -----

### 議長（原田安生君）

次に日程第 3 認定案第 2 号令和 2 年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。認定案第 2 号の質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、1 番」の声あり）

はい 1 番。反対ですか。はい、まず原案に反対者の発言を許します。

### 1 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。私は令和 2 年度東栄町国民健康保険特別会計決算に反対の立場から討論いたします。まず第一に、今回の決算質疑で町住民福祉課の条例違反が判明したことです。東栄町は東栄町国民健康保険基金条例の第 3 条で基金として積み立てできる額は決算上剰余金の額の 100 分の 50 以内の額とすると規定しています。しかしながら、令和 2 年度の決算額は、条例が定める上限を上回る 1115 万円を国保財政調整基金へと繰り入れております。令和 2 年度末の基金残高は 1 億 950 万円となり 1 年間の保険料収入 7494 万円を大きく上回ることとなりました。このような積立ては条例違反の繰入によるものです。決算委員会の質疑では、住民福祉課は条例に抵触すると認識している。急激に保険料を上げる事態を回避するためなるべく積み立てておきたい、場合によっては条例改正も必要かという旨の答弁をしています。私は大変驚きました。条例違反を認識しながらなぜ積立てたのでしょうか。さらに町長は条例を守るのは当たり前、条例に沿ってやると述べながらその時々判断などと言い、今回条例違反についての反省や謝罪の弁はありませんでした。私が過去に遡って国保財政調整基金の積立状況を調べましたら、町は平成 30 年度にも前年度の剰余金 5616 万円の 7 割を超える 4,000 万円の繰入を行っており、町の条例を無視した繰り入れが常態化してきたのではないのでしょうか。しかし、本日、議会の最終日の本日に、住民福祉課から条例の規定に反する積立をしたということについて謝罪があったことは大変重要だと受け止めております。町が町の条例を守るという最低限の行財政規律を保持するということそのための重要な一歩だと認識しております。しかし、同時に住民福祉課長は今後は速やかに条例を改正したい旨の発言もしております。この決算議会で財政調整基金の目標額について町はいくらまで積み立てるか目標に定めていないことが明らかになっております。令和 2 年度末の基金残高は 1 億 950 万円、年間保険料収入をはるかに超えております。これ以上の積立てには道理がないと

考えます。第二に町の国保料が高いという点です。一人当たりの調定額は、令和2年度8万7178円、一世帯あたり13万1425円となりました。お子さんなどご家族がおられる事業者が家族人数分の均等割21400円を上乗せして負担しなければなりません。愛知県は、東栄町の標準保険料率について令和2年度から2年度連続で大幅な引き下げを行っております。しかし、町は3年度連続して国保料率を高止まりに据え置きしております。私はコロナ禍で大変な思いをしている町民、事業者さんの負担を減らすために基金1115万円を積み立てるのではなく保険料の減額に踏み切るべきだったと考えます。令和2年度、新型コロナが猛威を振るいました。しかし、町はコロナで収入が減少した世帯への国保料の減免制度をほとんど周知しませんでした。私は大変冷たい町政だと感じます。以上で反対討論といたします。

**議長（原田安生君）**

次に原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、4番」の声あり）

はい、4番。

**4番（山本典式君）**

賛成討論をいたします。国保会計の現状を考えた時、県が主体で財政運営をしているため県が示した納付金を納める際、医療費の状況によっては大きく変動がありそれに対応するにはどうしても基金に余裕がないと難しい面があるとのことでしたが、しかし、先ほど課長より条例改正をするとの報告がありましたのでこの点を理解をして今回の決算については賛成を致します。

**議長（原田安生君）**

他に討論はございますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより認定案第2号の件を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<賛成者6名>

はい、挙手多数であります。よって認定案第2号の件は原案の通り認定されました。

---

**認定案第3号**

**議長（原田安生君）**

次に日程第4 認定案第3号平成2年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。歳入歳出全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これより認定案第3号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は認定することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって認定案第3号の件は原案のとおり認定されました。

---

#### 認定案第4号

議長（原田安生君）

次に日程第5 認定案第4号令和2年度東栄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。歳入歳出全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これより認定案第4号の件を採決いたします。お諮りいたします。本件は認定することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって認定案第4号の件は原案のとおり認定されました。

---

#### 認定案第5号

議長（原田安生君）

次に日程第6 認定案第5号令和2年度東栄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。歳入歳出全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これより認定案第5号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は認定することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって認定案第5号の件は原案のとおり認定されました。

## ----- 認定案第6号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第7 認定案第6号令和2年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。歳入歳出全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これより認定案第6号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は認定することにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって認定案第6号の件は原案の通り認定されました。

## ----- 認定案第7号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第8 認定案第7号令和2年度東栄医療センター特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。歳入歳出全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「議長、1番」の声あり)

1番。反対ですか。はい、まず原案に反対者の発言を許します。

1番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。令和2年度東栄医療センター特別会計歳入歳出決算認定に反対の立場で討論いたします。反対の理由の第1は、先にも述べましたが、町が令和2年度の国の特別交付税を計算していなかったという点です。今議会の決算質疑で今後建設される無床診療所への国の交付税が町の試算でわずか2000万円になるということがわかりました。令和元年度の決算では約7800万、今回令和2年度は普

通交付税が 3200 万、特別交付税は計算していないということでしたが、私はそれなりの金額が基準財政需要額に算入されてきたことに比べ無床診療所の建設によって大幅な減収につながるということが理解できました。国、総務省は過疎地域の医療を守るために令和 2 年度から不採算地区病院の病院そして診療所の交付税を引き上げております。高知県梶原町立病院、宮崎県椎葉村立病院は特別交付税の仕組みを理解して入院 30 床と救急医療を守っています。私がお話を伺った事務長さんは、国の交付税の措置を大いに歓迎していました。町、村の医療を守るために県と協力してあらゆる交付税措置を活用するという気概にあふれていました。そして和歌山県の高野山総合診療所もまたオーバーナイト用の入院ベッド 1 床維持しております。私は国の交付税を積み立て、また特別交付税を計算していない東栄町との違いに唖然としました。第 2 に赤字が改善しているという点です。私は有床診療所は維持できる可能性が十分あると考えます。そのため無床診療所の建設を前提にした決算には反対せざるを得ません。私は令和 2 年度の一般会計からの繰入金 2 億 2994 万円に歳入歳出差引残額の 1646 万円を差し引けば実質的な赤字は 2 億 1347 万円になると考えます。令和元年度の実質的な赤字が 2 億 3265 万円、3 億円の赤字と言える状況ではありません。新型コロナの猛威の下でも有床診療所への転換から 2 年、東栄医療センターの収支は改善に向かっているのではないのでしょうか。さらにその赤字額から医療センター事業への地方交付税を差し引けば町の負担は 1 億円台になると考えます。さらに、国が令和 2 年度から新設した地域社会再生事業費 6600 万円を町の医療のために役立てる、さらに経営改善に努力するならば有床診療所は維持できると考えます。国からの財政支援が大幅に減少する無床診療所を建てて年間 1 億 1 千万円を超える赤字を見込むよりも私は有床診療所を維持することこそ東栄町の歩むべき道だと考えております。以上で反対討論といたします。

#### 議長（原田安生君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、3 番」の声あり）

はい、3 番。

#### 3 番（伊藤真千子君）

令和 2 年度東栄医療センター特別会計歳入歳出決算認定について賛成します。2 年度の東栄医療センター特別会計決算は、人口減少と新型コロナウイルス感染拡大が大きく影響した決算となりました。入院患者 40%減、外来患者数 15%減となり昨年と同様 2 億円以上の赤字が出ていますが、安心して医療が受けられるように抗ウイルスパーテーション、体表面温度チェッカー、アルコール消毒の設置など感染防止対策を行い、また外出自粛で受診を控えている方の健康を守るために自宅に訪問し健康指導を



行うなど医療体制の強化に努めるなど令和4年度に開所予定の新医療センターを念頭に今できる医療を職員が力を合わせた結果と判断し賛成します。

**議長（原田安生君）**

他に討論はございますか。以上で討論を終わります。これより認定案第7号の件を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<賛成者6名>

はい、ありがとうございます。挙手多数であります。よって認定案第7号の件は原案の通り認定されました。

---

### 認定案第8号～13号

**議長（原田安生君）**

ここでお諮りいたします。日程第9認定案第8号から日程第14認定案第13号までの令和2年度各財産区特別会計歳入歳出決算認定についての6件につきましては質疑から採決まで一括して行いたいと思いますがこれに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。6案件を一括して議題とし質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい、質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより認定案第8号から認定案第13号までの6案件を一括して採決いたします。お諮りいたします。6案件を認定することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって認定案第8号から認定案第13号までの6案件については原案のとおり認定されました。

---

### 議案第39号

**議長（原田安生君）**

次に日程第15議案第39号東栄町過疎地域持続的発展計画についての件を議題といたします。議案第39号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

1番、反対ですか。はい、原案に反対者の発言を許します。

#### 1番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。東栄町過疎地域持続的発展計画について、この議案に反対の立場で討論を行います。この計画は、まちひとしごと創生総合戦略などとの整合性も考え合わせて作成されました。総合戦略では、町民が暮らし続けるため稼げる町を掲げています。県民所得の県内最下位からの向上を目標とし具体的な戦略として観光スポットの整備、利益を生むイベントへの転換などを示しています。この発展計画でも現状の問題点を指摘した上で持続的に利益を生み出す仕組みづくりに取り組むなどと書かれております。しかし、私がいくつかの町内事業者さんからお話を伺ったところコロナで完全に人の流れが変わってしまった。コロナで仕入れと売上の経験的な蓄積が全く活かせない。同じことをしていたら在庫が増えるとおっしゃいました。そして、私はこの計画にはコロナの影響について一言も触れていないということに気づきました。私は、今後コロナの影響が数年続くという重要なファクターをこの計画に盛り込むべきだったと考えます。決算質疑で明らかになったように東栄町の財政危機、花祭りの危機は人口減少と超高齢化が原因です。しかし、この計画を読みますと全体の印象として交流人口を増やすことや新規事業者の呼び込みという外部頼みの感じがいたします。私はしっかりとした医療、介護、教育の基盤がなければ定住人口は増えないと考えます。そして町長は町長選挙の新公約である民間透析施設の誘致を含め再開に努力するように訴えて当選されました。きちんとこの計画に明記すべきです。町長は私の質疑で新公約を計画に盛り込むことを否定しました。私は町長の政策実現にける本気度を疑います。このままでは行政の信頼を損なう計画になると考えるため本計画案に反対いたします。

#### 議長（原田安生君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、7番」の声あり）

はい、7番。

#### 7番（加藤彰男君）

本定例会に上程されています東栄町過疎地域持続的発展計画に賛成する立場から討論いたします。愛知県では、東栄町はじめ設楽町、豊根村、新城市、豊田市の5市町村9地域が過疎地域に指定されています。昭和45年に最初の過疎法である過疎地

域対策緊急措置法が 10 年の時限立法として制定されて以来これまで 4 次にわたりいわゆる過疎法が制定され各種の対策が講じられてきました。令和 3 年 4 月 1 日に第 5 次となる過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されました。この法律では、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずるとされています。そしてこれらの地域の持続的発展を図り、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としています。また、この過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法によって講じられる特別措置には過疎対策事業債、教育福祉施設への補助割合の特例などの財政措置や都道府県代行制度の行政措置、さらに地方交付税による減収補填措置などの税制措置など過疎地域への総合的かつ計画的な対策を実施するための多くの支援措置が盛り込まれています。自主財源などの厳しい東栄町において県が策定した過疎地域持続的発展方針に基づき地域の振興政策を進めることがより一層重要となっています。これまでの過疎計画に基づく成果を活かすとともに本計画の課題として挙げられた人口減少に伴う担い手や地域力の低下、公共施設の老朽化等への対応、財源確保の必要性などに対応する政策の遂行ためにも本町の過疎地域持続的発展計画の実効性をより高めることを求めるものです。以上で私の賛成討論を終わります。

#### 議長（原田安生君）

他に討論はございませんか。以上で討論を終わります。これより議案第 39 号の件を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

< 賛成者 5 名 >

はい、挙手多数であります。よって議案第 39 号の件は原案のとおり可決されました。

#### ----- 議案第 42 号 -----

#### 議長（原田安生君）

次に日程第 16 議案第 42 号令和 3 年度東栄町一般会計補正予算第 5 号についての件を議題といたします。議案第 42 号の質疑に入ります。補正予算説明書の歳出全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「議長、4 番」の声あり）

はい、4 番。

#### 4 番（山本典式君）

前回、他の議員も議論をしていたと思いますが、私からも指摘しておきたいと思います。国庫補助金の代わりに過疎債を充当させることは、基本的には 70%という交付税ですけど一応それを採用して 70%、過疎債の 70%は国から参入されるため、それは良いとしても残りの 30%は町費をもって充てるということになると思います。そうすると金額にすると約 4260 万円これはもうすでに不利益を被ることになりはしないかと、簡単に言えば損害が発生することにつながるのではないかと私は思っております。この点について執行部の考えをお聞きしたいと思います。

（「議長、副町長」の声あり）

#### 議長（原田安生君）

はい、副町長。

#### 副町長（伊藤克明君）

この点につきましては文京福祉委員会の時の席で資料配られましてご説明したとおりでありますので、最終的にですね交付金を頂けるためにですね施設をですねまた改めて造るよりも過疎債を借りて 7 割参入されます。資料では約 3000 万というような資料で示させていただいておりますが、そういった形で進めるということで特に私らは問題ないと考えております。

（「議長、4 番」の声あり）

#### 議長（原田安生君）

はい、4 番。

#### 4 番（山本典式君）

今、イエスかノーぐらいでいいと思ったんですけど、何かそういういろいろ説明あったのは私はちょっと理解しにくいんですけど、とにかく不利益を被るということは事実だと私思います。これなのにこれを財源を確保したということの中でこれまだ決定してないのに入札を執行したと、そういうことが私にはげせんわけです。あとの請負契約が出ておりますのでその時に私話しますけども、そういう不利益を生じたにもかかわらずそれを財源として確保したということの中で入札執行するという事は私は道理に合わないと思うんです。法的には良くても道理には合わない。まあいいです。そういうこと指摘しておきます。

（「議長、5 番」の声あり）

#### 議長（原田安生君）

はい、5番

**5番（伊藤芳孝君）**

今のやり取りなんですけど、過疎債にして4千数百万の損害といえば損害のようなものが出るわけなんですけど、これは国保の方へ持っていくとさらに診察室を増設しなきゃならないとそれが大まかに7000万ぐらいだというような話もあったんですけどその辺を考えてみますと実質の損害っていうのほとんどないと思うんですけどその辺はどうなんですか。

（「議長、副町長」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、副町長。

**副町長（伊藤克明君）**

今の伊藤議員のですね質問ですが、交付金をもらうためですねそんだけの施設を増設するわけにやいかんと考えますと現状ですとね過疎債を借りてですとやってくと町の負担分というのはその一部であるということと考えますと現状ですとねやっていくのが一番良いというふうに判断させていただいたものであります。現状というか過疎債に振り替えてですとやってくことがベストだということで今回判断させていただいたものであります。

（「議長、4番」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、4番。

**4番（山本典式君）**

私が指摘するのは、国庫補助金が設計の段階でこういう設計をすると補助金はもらえないよとかそういうことの指摘があったのかないか分かりませんがもただ事務的なミスで補助金が貰えなかったということを想定した場合にはこの30%の4260万っていうのはそりゃ損害じゃないですか。それを言うんです。

（「議長、副町長」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、副町長。

**副町長（伊藤克明君）**

文教福祉委員会の時もですね資料お配りしてご説明しましたので我々はその認識でおりますのでよろしくお願いたします。

**議長（原田安生君）**

進めてよろしいですね。質疑他にありますか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

**1番（浅尾もと子君）**

ただいまの答弁にありましたが、増設にかかる費用ですね7000万円と9月6日の全員協議会では伺っております。しかし、この7000万円の根拠は議会には示されていないんですね。監査委員は9月15日付けで住民からの監査請求を棄却するその算定にですねこの7000万円という金額を採用しておりますので、根拠が示されているものと私は考えます。しかし、この場には示されていないので町が内藤設計に依頼した増築にかかる費用7000万円の見積書をお示し頂きたいと考えますが認識を伺います。

（「議長、副町長」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、副町長。

**副町長（伊藤克明君）**

6日の全協の際にですね課長から説明したと思いますが、あくまでも概算で面積で按分しただけでございますので見積書等は存在しておりません。以上です。

**議長（原田安生君）**

他にありますか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番

**1番（浅尾もと子君）**

それでは事前に連絡しておった質疑を一点させていただきたいと思えます。医療コンサルの株式会社自治体病院共済会に責任はないのかということをお尋ねしたいと思えます。文教福祉委員会ではですね原田管理官が記憶に基づいてお答えいただきました。しかし、これは担当課である住民福祉課の責任ある答弁とは言えないと思えます。設計、このコンサルが基本構想、基本計画の策定に契約を結んでおったわけであ

ります。1 億 4227 万円もの国の交付金を受け取れないという重大な瑕疵を果たして指摘しなかったんだらうか、指摘しないのは不自然ではないかと私は考えるものです。自治体病院共済会と町との基本構想策定支援契約書の第 2 条委託業務の中には充当財源という文言が含まれております。平成 30 年の基本構想、基本計画が示す想定される財源の補助金 1 億 4500 万円についてこのコンサル会社は交付要件を町に説明しなかったのか伺います。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、住民福祉課長。

**住民福祉課長（伊藤太君）**

ただいまのご質問でありますけども、このコンサル会社からはこの施設に合う、我々が補助金を探している中でこのコンサル会社からお受けいたしました提供を受けました交付要綱等の資料を基に町が補助金の額を算定しております。それでコンサルからの指摘という話であったと思うんですけどもそちらはあくまでこの交付金は町が申請して厚生労働省の方で要件に合致するかどうかの審査を行いますんで、コンサルからもらえないというような指摘は受けておりませんしコンサルに責任はないと思います。

**議長（原田安生君）**

その他ございますか。ないようですので、次に歳入全般について質疑をお願い致します。歳入全般質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。1 番反対ですか。原案 に反対者の発言を許します。

**1 番（浅尾もと子君）**

日本共産党の浅尾もと子です。本案に反対の立場で討論を行います。東栄町は 9 月の 6 日の議会全員協議会、非公開の場で東栄医療センター（仮称）等整備計画の財源として平成 30 年から見込んできた厚生労働省の国民健康保険特別調整交付金 1 億 4227 万円の申請を断念したことを初めて報告しました。また 9 月 15 日の文教福祉委員会では厚労省が 7 月 27 日、町に要件を満たさないと指摘していた事実を明らかにし町長らが謝罪しました。本議案は国の交付金額を上回る 1 億 6000 万円を借金、過

疎債に振り返る補正予算で私は以下の理由から反対いたします。1点目は国の交付金1億4227万円を受けられなくなった責任が明らかになっていないという点です。15日の委員会質疑では町が国の交付金を受けられるかどうか確認することを平成30年の基本構想、基本計画の策定から今年7月まで怠っていたということが明らかになりました。そして基本構想を策定にあたって契約を結んでいた医療コンサルタント株式会社自治体病院共済会との業務委託契約には委託業務の中に充当財源と明記されております。答弁では紹介しただけ。計算は町が行ったということではありますがこのコンサルタントはプロポーザルで設計事業者を選定するという契約もその支援も委託契約として受け取っており指摘する責任が本当になかったのか私は疑問に思っております。2点目は今後9年間で返済する1億6千万円は町民の負担になるという問題です。平成30年の基本構想、基本計画から想定される財源としてきた補助金1億4500万円の大半が失われることになりました。町は、過疎債1億6000万円を借り入れ、今後9年かけて返済すると説明しています。住民福祉課は、今議会の質疑の中で厚労省の補助金、次世代育成支援対策施設整備交付金、試算額800万円の申請を国保の交付金申請のために断念していたということは明らかにしました。私は、改めて交付申請を行うことで町民の負担を少しでも軽くできたのではないかと考えます。また、町は交付金1億4227万を得るために保健福祉センター棟の保険事業部門に住民検診等が実施できる専用の診察室、検査室等が必要、追加費用が7000万円かかるなどと説明しました。しかし、それが唯一の方法であるかは議会には納得できる根拠が示されておられません。追加費用7000万円というのがですね今議会の答弁で概算で面積で按分しただけという非常にあやふやなものだということもわかりました。交付金を受け取るために、例えば現行の子育て支援センターを保健福祉センターの中の子育て支援室などに変更することで現行の診察室を保健福祉センターの付随施設として認めてもらうようそういった検討も必要なのではないでしょうか。私は拙速、強行避けて町民の負担がかからない財政計画を作り直すべきだと考えます。そして3点目の理由は、保健福祉センターの目的が失われているという点です。町は、平成30年地域包括ケア推進計画の中で保健福祉センターの位置づけについて乳幼児から大人までの健康診査を行う施設とし、今年8月の出直し町長選挙でも村上町長のチラシで保健センターは健康相談、保健指導、健康診査など省略しまして住民の方に行うための重要な施設と記していました。しかし、7月27日の厚労省との協議では子育て支援センター内の診察室は支援センターの休館時しか使用できない、設計図面上も保健福祉センターと子育て支援センターは別物と判断されて、交付要件を満たさないことが明らかになっておりました。今回の交付金の申請断念は、今や保健福祉センターを何のために作るのかという名目を失わせるものになっていると考えます。4点目は、町民への説明責任が果たされていないという点です。東栄町は極めてずさんな財源計画を3年にわたって放置してきた結果、今保健福祉センターの建設目的さえ失う事態に陥っ



ています。振り返れば村上町長は新たな東栄医療センター（仮称）等整備にあたりパブリックコメント手続要綱を無視して計画を進め、入院、透析、救急を求める町民の声や署名を受け止めることをしませんでした。その結果、基本設計の大きな見直しを招いただけでなく今年6月には町長リコールの住民請求の本請求にまで立ち至った。そして出直し町長選の直前に発覚していた国の交付金1億4227万円の申請断念の事実を町が9月6日まで隠し続けてきたことは重大です。総事業費5億円に膨らんだ保育園建設の二の舞になるのではないかと既に町民にはさらなる負担が発生しております。私には村上町長には箱物建設を担う力量がないと判断せざるを得ません。文教福祉委員会での伊藤紋次議員の質疑で村上町長は「議会を通じてお詫びした。不確定な情報を出しては住民に不安を与える」などと答弁し町民に対して説明、謝罪を行う考えがないことを明らかにしております。本議案は撤回して一刻も早く町民に対してこの間の経過説明及び謝罪を行うべきだと考えます。その上で改めて町民の意見を聞いて建設計画を見直すべきだと考えます。以上で反対討論を終わります。

#### 議長（原田安生君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番。

#### 5番（伊藤芳孝君）

議案第42号令和3年度東栄町一般会計補正予算第5号について賛成の立場から討論を行います。今回の一般会計補正予算は3億3068万円の減額となりました。今年度と来年度で行う東栄医療センター・保健福祉センター（仮称）の建設工事のスケジュールの変更が生じ継続費の年割額の変更があり、また財源に予定していた国保の特別調整交付金と起債財源過疎債の組み替えがありました。病院の新築移転については10年間関わってきましたがやっと見えてきました。ここで頓挫すればまた次の選挙まで先送りになります。大騒動のあと町長選挙により町民の皆さんにもご理解を頂きましたので前に進めていかなければなりません。また本補正には現在不調である本庁舎と分庁舎間の通信ネットワークの回復やとうえい温泉施設の修繕、急傾斜地崩壊対策事業費負担金などの予算もありますが問題はありません。したがって本補正予算に賛成するものです。以上です。

#### 議長（原田安生君）

他に討論はございますか。

（「議長、4番」の声あり）

はい、4番。反対ですか。

#### 4 番（山本典式君）

簡単にやります。文教福祉委員長ですけれども、議員必携によれば本会議での反対討論も反対を含めた反対意見は出せるという記述がありましたのでそれをもって私反対討論させていただきます。保健福祉センター建設事業における国庫補助金約 1 億 4200 万円が見込めなくなった以上、慎重な対応が必要であると思います。一步誤ると保育園建設と同様の結果になりかねないと思います。議長の言葉を借りて言えば最終的な責任は議会にあるということを私信じまして議員の一人として反対します。

#### 議長（原田安生君）

反対がありました。賛成者誰かいますか。

これで討論終わります。これより議案第 42 号の件を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

<賛成者 5 名>

はい、挙手多数であります。よって議案第 42 号令和 3 年度東栄町一般会計補正予算第 5 号についての件は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第 43 号

#### 議長（原田安生君）

若干、時間早いんですけれども皆さんお揃いですので再会を致します。

次に日程第 17 議案第 43 号令和 3 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第 2 号についての件を議題といたします。議案第 43 号の質疑に入ります。歳入歳出全般についてお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第 43 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第 43 号の件は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第 44 号

#### 議長（原田安生君）

次に日程第 18 議案第 44 号令和 3 年度東栄医療センター特別会計補正予算第 2 号についての件を議題といたします。議案第 44 号の質疑に入ります。歳入歳出全般についてお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第 44 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第 44 号の件は原案のとおり可決されました。

## ----- 議案第 47 号 -----

**議長（原田安生君）**

次に日程第 19 議案第 47 号東栄医療センター（仮称）等新築工事請負契約についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

はい、住民福祉課長。

**住民福祉課長（伊藤太君）**

議案第 47 号東栄医療センター（仮称）等新築工事請負契約について次のとおり請負契約を締結したいので東栄町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議決を求める。下の段の記といたしまして、契約の目的、東栄医療センター（仮称）等新築、契約の方法につきましては指名競争入札、契約金額につきましては 10 億 4060 万円、契約の相手方、愛知県新城市富栄字寺下 31、徳倉・三河・田中特定建設工事共同企業体、代表者徳倉建設株式会社新城設楽営業所。1 枚はねていただいて。入札の結果となります。落札価格につきましては税抜きで 9 億 4600 万円、参加業者と致しましては 4 社記載の通りの企業体でございます。工事概要につきましては東栄医療センター（仮称）等新築一式、工期につきましては令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年の 7 月 31 日までとなります。以上です。

**議長（原田安生君）**

議案第 47 号の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「議長、4 番」の声あり）

はい、4番。

#### 4番（山本典式君）

指名競争の結果表ですけれども5項目の落札価格と予定価格が同じだっていうことは最終的には随意契約なのか。この落札価格3回目が、それならこれ落札価格と予定価格これくらいで入ったんですか。3回目か2回目か何回やったか分かりませんがそこら辺ちょっと説明。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

#### 議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

#### 住民福祉課長（伊藤太君）

落札につきましては3回目の札で9億4600万という札で落札されました。3回目です。

（「議長、1番」の声あり）

#### 議長（原田安生君）

はい、1番。

#### 1番（浅尾もと子君）

それでは東栄医療センター（仮称）等新築一式工事の契約について質疑いたします。落札金額が税別9億4600万円で予定金額との差が0円でありました。落札率は100%、契約金額は税込10億4060万円でありました。一点お尋ねしたいのは最低予定価格と他3社の入札価格ですね。入札には吉川・松井・鈴木特定建設工事共同企業体、オノコム・太平・小笠原特定建設工事共同企業体ですね。鈴木・遠山・筒井特定建設工事共同企業体が参加しております。全ての入札価格を伺います。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

#### 議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

#### 住民福祉課長（伊藤太君）

まずは公表できるかどうかという問題ですけれども確かこれは入札結果、誰がいくらかで札を入れたかっていうのを含めて公表すべきものというふうに解釈しておりますので公表したいと思います。まず代表者が鈴木工業の1回目の札ですけれども、こちら

が10億3900万円、吉川が代表の共同企業体ですけども10億2000万円、徳倉が代表の企業体が9億9700万円、オノコムが代表が10億7400万円。2回目の札ですけども鈴木、吉川、オノコムこちらの方が入札を辞退されました。徳倉が代表の企業体ですけども2回目も9億5000万円、3回目も9億4600万円、これで落札しております。

**議長（原田安生君）**

はい、よろしいですか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

**1番（浅尾もと子君）**

3回の入札の結果、1円単位までぴったり9億4600万円でしたね。ぴったり予定価格と同じになったんですがその理由について町はどう考えているのでしょうか。

（「議長、副町長」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、副町長。

**副町長（伊藤克明君）**

先程、住民福祉課長が3回の数字についても細かくご説明しましたとおりでありまして、結果としていずれにしても予定価格以内でないとはですね落札業者が決められませんので結果として9億4600万円という数字が最終的に札を入れられたということだと認識しております。

（「議長、1番」の声あり）

**議長（原田安生君）**

ほかありますか。1番。

**1番（浅尾もと子君）**

一般的に落札率95%以上の場合には談合の疑いがある等と言われます。特に指名競争入札をめぐっては今年全国で少なくとも山梨県市川三郷町、群馬県前橋市、富山県舟橋村、滋賀県多賀町、福島県会津美里町、大阪府四條畷市、国土交通省北海道開発局など予定価格の漏洩などの容疑で首長や職員が逮捕された事件が多く報道されております。今回の落札率100%という数字3回の入札を得たということなんですけれどもぴったり一致ということでですね一般的には談合を疑われるというような数字

であるのかと思いますが町として談合や予定価格の漏洩はなかったと認識しているか伺います。

（「議長、副町長」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、副町長。

**副町長（伊藤克明君）**

ただいまの質問ですが、特に我々はそういうふうには考えておりません。

**議長（原田安生君）**

その他ございますか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

4番、反対ですか。

**4番（山本典式君）**

私の方から反対討論いたします。入札執行の時点においては財源確保がされていない状況であって、ましてや現時点では不利益を被るような財源確保で入札執行したことは例え法に抵触しないとしても町長は通りにあった慎重な対応をすべきであったと思います。町長の結果良ければ全て良しといった手段は取るべきではないと思います。故に反対します。

**議長（原田安生君）**

続きまして原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、2番」の声あり）

はい、2番。

**2番（伊藤紋次君）**

賛成の立場から発言させていただきます。そもそもこの契約は令和3年当初予算で可決され、町長のリコール請求の成立、辞職、出直し選挙等々紆余曲折を経た上でまた本日の医療センター補正予算も可決されました。従いまして財務会計上は入札、契約とも問題は無いものと考えます。以上です。

**議長（原田安生君）**

他に討論はございますか。

（「議長、1番」の声あり）

1番、反対ですか。

**1番（浅尾もと子君）**

この入札結果に基づく契約議案に反対の立場で討論いたします。日本共産党の浅尾もと子でございます。先の議論でも明らかになったように、今回の契約は町民の負担を増やすそういった内容を含んでおります。町民に負担を増やすそういったことを強いておりながら町民にはそのことを説明してきませんでした。こういった変更を伴う契約をまずは町民に説明し、町長自ら負担を増やした事に謝罪をするべきです。そのような手続きを経ずに入札に基づき契約を締結するということは許されないと考え反対いたします。

**議長（原田安生君）**

賛成者いますか、討論。

以上で討論終わります。これより議案第47号の件を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<賛成者5名>

はい、挙手多数であります。よって議案第47号の件は原案のとおり可決されました。

---

## 議案第48号

---

**議長（原田安生君）**

次に日程第20議案第48号令和3年度東栄町一般会計補正予算第6号についての件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

はい、副町長。

**副町長（伊藤克明君）**

予算書の1ページをお願いします。議案第48号令和3年度東栄町一般会計補正予算第6号について。つづいて2ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ795万4千円を追加し予算総額を39億3619万9千円とするものです。それでは予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いします。6ページをお開きください。6款1項5目温泉施設費10節修繕料はとうえい温泉の機器等に係るもの

で塩分を含んだ温泉水により配管及びポンプユニットの制御盤等の腐食を引き起こしたことにより8月後半に約10日間の臨時休業を余儀なくされたことに伴うものと女湯の主浴槽の漏水を修繕するものであります。次に歳入の説明をさせていただきます。4ページをお開きください。今回の補正の財源は18款2項1目の高齢者いきいき健康増進基金繰入金と19款1項1目の繰越金を充てます。以上で一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

**議長（原田安生君）**

議案第48号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「議長、6番」の声あり）

はい、6番。

**6番（森田昭夫君）**

一点お伺いします。今回の財源として基金を取り崩すというのはよくわかります。もともと温泉で稼いで温泉に入れたものですからこれは分かりますが、繰越金を使うということはいわゆる町民の金、一般財源を使うということになるかと思うんですが、本来温泉はこれは建設当時の建設をする時の経過があります。その時には町民には負担をかけないと当時の安藤町長は言い切って建設をしたと思うんですが、この数字を見る限りでは町民のお金、大事なお金に668万8千円を使うということに見えるんですがそれでよろしいでしょうか。

（「議長、副町長」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、副町長。

**副町長（伊藤克明君）**

高齢者いきいき健康増進基金の中で今までやってきました。ボイラーをやった時に一時一部ですね一般財源を使わしていただきましたが出来る限りその中でやりたいと思っておりましたが、今回も今年度もその予定で進めてまいりましたが、今回の修繕に要する費用が特にポンプに関わる或いは配管にかかるということで先程も申しましたように10日間にわたる臨時休業を余儀なくされ、今後もですねこういったことがないようにするためにはやはりしっかり直す必要があると、それに対しての費用が高額になるということで今回基金の方が満額で使い切っても足りないという状況になりましたので今回止む無くですね一般財源を使わせていただくということになりました。以上です。



〔議長、6番〕の声あり〕

議長（原田安生君）

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

いよいよ基金がなくなってきたということになるかと思います。これを一般財源、町民の皆さんの税金を使わないと温泉が維持できないということです。いよいよ基金がなくなってきたと、これはとても大事な分岐点だと思うんです。温泉というのは先ほど副町長からも説明のあった通り、温泉水の中には塩分が入ってしまっていて非常に色々な設備が壊れやすい、しかも水を扱うのが塩素で建物も壊れやすいんですね、だから温泉というのは普通の建物よりも水を扱う分だけ壊れやすい、なおかつ温泉水ですのでさらに壊れやすいということもあって温泉建設以降は余剰金つか余ったお金できるだけ経費を抑えて余剰金は積み立てると、積み立てた中で経営をしていくということで進めてきたと思います。またそれが最初からの方針であったと思います。ところが残念ながら途中で本当に必要かどうか分かりませんが休憩所を基金を使って立ってしまったと。あんなことをしてしまっただけでは、それは温泉の命を縮めるだけです。あんなことしてしまっただけではいよいよお金がなくなった。これはもういってみれば本当に転換期で今回補正して修繕し終わったら1回考えるべき時が来たんじゃないかなと。設備も建物も恐らくボロボロだと思います。しかも石の温泉で浴槽を作っていますので維持管理が非常に大変だと思うんですね、特に。あれは問題があると。ここで温泉を経営しているのは株式会社とうえいという民間の会社ですのでここで考えなきゃいけないのは東栄町として経営全てを株式会社とうえいに任せてしまっただけでは、いわゆる投資の資金は例えば建物や設備、機械は全て無償で寄付してあげてもいいと思うんです。そういった議論が必要ではないのかなと、こんなふうに思います。また温泉だけではなくてグリーンハウスも天文台もそうなんです。これだけ大きな赤字を出しながら、出して経営をしているわけですので千代姫荘もいきいき健康増進施設もそうなんです。宿泊施設関係も特にそうなんです。本当に町民に必要なものなのか経済効果という名のもとに経営をしてるわけですので本当に東栄町に経済効果があるのかないのか、ここはしっかり議論すべき時だと思います。その辺の考え方は温泉のこれからの経営の考え方、もし考え方がありましたら伺いたいと思います。

〔議長、経済課長〕の声あり〕

議長（原田安生君）

はい、経済課長。

**経済課長（夏目明剛君）**

見直す必要があると考えられます。監査委員の決算審査のご意見にも経営悪化となっている公共施設への民営活力の導入による移譲や経営規模縮小、廃止等の検討という形でありました。温泉は平成 18 年度から利用料金制を活用しまして指定管理者による運営を行っています。10 万円以上の修繕に関しましては役場が行なっています。じゃあ今どうしようということはすぐにはちょっとお答えできないんですけども、例えば温泉運営だけでなく修繕も含めた温泉の今後の計画それから経営分析等他の自治体の状況も調査しながら検討していきたいと思います。

（「議長、6 番」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、6 番。

**6 番（森田昭夫君）**

最後の質問にさせていただきます。東栄町で温泉を作ろうとした時には、私もちょうどその時担当の経済課におりました。温泉を作る時にいろんな近隣の市町村の温泉、特に長野県の南部の方の温泉全部に職員みんなで行ってあたってきました。それでその時にもうその当時すでに温泉は赤字だったんですけどこの施設も、唯一あの頃は今は分かりませんがコスモスの湯という飯田市のすぐ隣にある温泉、あれだけ唯一黒字だった。黒字だった理由というのは温泉を沸かしたりする燃料は全部民間に預けちゃってあるということ、燃料が要らなかった事。もう一つが設備が小さいこと、これが唯一の黒字だった原因だと思います。今わかりませんが。そんな状況の中で東栄町でも温泉を作ったわけですのでこれはもう是非とも増資をするなんてとんでもない話であって、増資どころか全てあるもの全てを無償で良いものですから民間の会社に預けてしまおうとかそういったことを考えるべきだと思います。本当に東栄町の住民にとってこれがなげにやならんものかどうかということはしっかり議論してもちろん議論したうえで、どうしても東栄町の住民がここで生活してくために必要だという結論になればもちろん増資も必要でしょうけど増資や設備の更新も必要でしょうけどもしっかり考えていただきたいなと検討していただきたいなとこんなふうに思います。回答は結構です。

**議長（原田安生君）**

その他ございますか。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。

## 1 番（浅尾もと子君）

補正予算説明書の 7 ページ、とうえい温泉修繕費 795 万円について伺います。毎年温泉の修繕費はですね令和 2 年度が 1645 万円、令和元年度が 1866 万円と決算書から数字を拾いますとだいたいそのくらいの費用がかかっております。加えて令和元年にはボイラー改修費 6600 万円も費用がかかっております。今議会には 2 度の補正予算の合計 1218 万円が計上されております。総務経済委員会でしたかね、ご報告いただいたのは塩分を含む温泉水が真水の配管に流入したということに伴う配管、制御盤、ポンプ、女子浴槽内の鬼の面の撤去等の修繕が必要になったという説明を受けております。しかし、老朽化に伴う修繕というのは終わりが無いものだと考えております。長期的な修繕計画はこれからという御答弁だとは思いますが、今後の維持コストをどのように見積もっているのか伺います。

（「議長、経済課長」の声あり）

## 議長（原田安生君）

はい、経済課長。

## 経済課長（夏目明剛君）

平成 30 年度に 15 年ぐらいの長期計画、修繕の一応作りました。ところが先ほど 6 番議員さんがおっしゃられたようにちょっと温泉の質が塩分が多いということで想像以上にですね長期修繕っていう色々な修繕が出てきています。それで今やっていることはですねそのメンテナンス計画、何かって言いますと具体的にユニットごとの計画っていうのを作ってあるんですけれども、それではなくてさらに細かい計画を作っています。株式会社とうえいでも従業員でどこまでできるかということは今検討しています。そこでどこまで修繕費を減らすというところを検討しているところです。以上です。

## 議長（原田安生君）

その他ございますか。

（「なし」の声あり）

無いようですので、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第 48 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第 48 号は原案のとおり可決されました。

## ----- 意見書第2号 -----

### 議長（原田安生君）

次に日程第21意見書第2号定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書案の提出についての件を議題といたします。提出者の説明を求めます。

（「議長、4番」の声あり）

はい、文教福祉委員長。

### 文教福祉委員長（山本典式君）

意見書第2号定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書案の提出について。地方自治法第99条の規定による別紙意見書案を東栄町議会会議規則第13条の規定により提出する。令和3年9月21日、提出者東栄町議会議員山本典式、賛成者東栄町議会議員伊藤芳孝、内容の詳細につきましては議会事務局長から朗読説明させていただきますのでよろしくお願ひします。

### 議長（原田安生君）

それでは、議会事務局長に説明をさせます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

### 議会事務局長（亀山和正君）

それでは、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）について朗読させていただきます。それでは朗読する内容の後段の方になりますけども、真ん中辺りからですね最後になりますけども、また子供たちが全国でどこに住んでいても均等に一定水準の教育を受けられるが憲法上の要請である。しかし三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は2分の1から3分の1に引き下げられたままであり自治体の財政が圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担率を2分の1へ復元することは国が果たさなければならない大きな責任の一つである。よって貴職においては、来年度政府予算編成にあたり定数改善計画への早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担率の2分の1への復元に向けて十分な教育予算を確保されるように強く要望する。愛知県北設楽郡東栄町議会として、提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。以上でございます。

**議長（原田安生君）**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、6番」の声あり）

はい、6番。

**6番（森田昭夫君）**

提案者にご質問します。これは2つこの中にはあると思うんです。子供達は35人学級からもっと更に少なくせよということなんですけど東栄町35人以上の学年ありますか。東栄町と全く関係ない話じゃないのかなあと、むしろ子供たちが少なくて困っているというふうじゃないのかなと思います。従ってこの件についてはあまり意味がないと東栄町が議会として言うのは、その下の、お聞きしたいのはこの下に2分の1から3分の1に国庫補助金が引き下げられただから補助金を元に戻せと2分の1にしろということなんですけど、これはいったいどの何の補助金がどういうふうになされたのか、ちょっとお伺いします。

（「議長、4番」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、4番。

**4番（山本典式君）**

今の議員の質問について細かく私も説明できませんですけど、私これを採択することについてですけども正直言って私もこの陳情書の中に少しでも過疎地域の教育課題ですね例えば複式学級だとかうちは逆に複式学級そういうことにも触れた内容があれば理解されやすいとは思っています。それが私の本音です、それもそれは。しかし、小泉内閣の時、三位一体改革による国庫補助金の減額、そのかし税源移譲するというようなそのやりくりっていうかそういう私どもにするとややこしいようなあれがあったんで、その際に補助金や何かの減額があったと思うんです。これは、直接的には教職員の関係は何ていうか県の段階だと思っておりますけども、そういうことで県も影響を受けていると、そうするとまたその下々の末端も影響するものが出てくるということをおられるし、もう一つは、私この陳情書の中で思ったのは都市、過疎地域とも特有なその教育課題が山積しているという事実、そういうことの中でその解決にあたってはやっぱり日教組だとかから愛教組それから北設教職員組合が一体となって協力し合って取り組むといった姿勢がこの陳情書の中に感じられたので私は採択することに賛成したということです。細い専門的なことは大変申し訳ないんですけど教育長さんとかそういう方にお伺いしてもらったらどうかなと。

〔議長、6番〕の声あり〕

議長（原田安生君）

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

この内容をよくご存じなくて提案したということですが、これは先程の質問で私の知っている範囲では確かに小泉内閣の時に2分の1から3分の1に引き下げられた。これはどこの補助金かというと教育職員関係者の人件費、人件費が2分の1から3分の1に引き下げられたんですね、引き下げられた人件費はどこが痛手を被ったかっていうと、これは愛知県なんです。東栄町は一銭もその影響を受けてないんですね、引き下げられて。学校の建設費だとかそういったものについては従前どおり2分の1のままになっているんです。しかも愛知県でも引き下げられた分のお金は地方交付税で充当されるわけです。従って特に全国の中でも裕福と言われている愛知県がどれだけ痛いのかどれだけ苦しいのかこんなこと言い方失礼かもしれませんがむしろ九州や北海道や東北の方の自治体が申し上げるべきことではないのかなと。もしかしたら少しでも金は多いほうがいい、少しでもよこせということで愛知県の議会あたりが例えば東栄町の議会も一緒になって応援してほしいというような要請でもあれば別ですけどもそうでもない限り近隣の市町村が提案してる、可決しているあるいは組合から陳情があったから出すんだと、内容もちゃんと把握もせずに出すといかにも議会として情けないんじゃないかと思う。むしろこの議会が考えるべきことは、35人学級にしろと35人よりもっと少なくしろと、教員の会合を多くしろと、いうことよりも子どもたちの教育を考えるべきことはもっとたくさんある。例えば町との教育格差をどうするのか、それから修学旅行で移動するにしてもどっかの美術館行くにしてもその距離や何かでも問題があります。このへき地は、へき地では教育のことにこんなことを考えてることよりもっともっと問題が山積たくさんしています。それを解決するために東栄町で何とかしようと思ってもできないことがたくさん出てくるわけです。そのことを国に意見書として上げる、あるいは県や国にお願いすべきであってこの内容は町の中の話では、町の中や県の話であって東栄町で議論すべき問題ではないと思う。その辺もし回答でもあれば結構ですが、回答がなければ特に回答も結構です。

〔議長、4番〕の声あり〕

議長（原田安生君）

はい、4番。

#### 4 番（山本典式君）

今、議員のお話ありましたけども、それに対する直接的な回答じゃないんですけど、ちょっと私落としましたんで、過疎地域のへき地、そこにはへき地手当そういったものも皆さん陳情の中で協力し合ってへき地手当がついていると、また加配ですね教職員とかそういった加配の点でも協力を得ているというようなお話も頂きました。まあそういうことで都市部また過疎地域に限らず色々な問題解決山積しているものについてはお互い協力し合って教育改革をしてくんだと、そういう形の中のあれを私が受け止めたもんですから採択に賛成したわけです。以上です。

（「議長、6番」の声あり）

#### 議長（原田安生君）

まだ何かある。はい、6番。

#### 6 番（森田昭夫君）

すいません。職員の過疎手当でとか、先ほど言ったようにくどいようですが人件費なんです。東栄町は一銭も負担していませんのでその辺のことはお間違いのないようお願いしたいと思います。これは県の予算でやっておるんで過疎手当でもへき地でも東栄町は一銭も負担してないということをお間違えのないようにしていただきたいと思います。

（「議長、5番」の声あり）

#### 議長（原田安生君）

はい、5番

#### 5 番（伊藤芳孝君）

これはですね全ての子どもたちに行き届いた教育を行うためにも必要だと、そしてまた子どもたちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられるようにと、そういうことであります。直接東栄町に関係ない部分もあるわけですけど、今後ですね過疎地域の問題、課題をあげていった時にですねこうしたことも全国的な応援をしないとあげた方が将来東栄町にとっても上げていきたいと問題点を上げて協力してもらえるとそういうこともあります。そしてこの山の中の学校でですね子供達のために一生懸命頑張ってくれている先生方から出ている要望ですので応援をしてあげたいと思います。以上です。

#### 議長（原田安生君）

ご意見ということでよろしいでしょうか。そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。本件は討論を省略して直ちに採決に入ることにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

反対みたいな話もありましたので採決を致します。原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

<賛成者6名>

はい、挙手多数でございます。よって原案のとおり可決いたしました。それでは12時回りまじけどもあと少しでありますのでこのまま続けさせていただきます。

---

### 意見書第3号

---

**議長（原田安生君）**

次に日程第22意見書第3号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案の提出についての件を議題といたします。提出者の説明を求めます。

（「議長、2番」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、総務経済委員長。

**総務経済委員長（伊藤紋次君）**

意見書第3号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案の提出について、地方自治法第99条の規定による別紙意見書案を東栄町議会会議規則第13条の規定により提出する。令和3年9月21日提出。提出者東栄町議会議員伊藤紋次、賛成者東栄町議会議員伊藤真千子。なお内容の詳細につきましては議会事務局長から朗読説明をさせますのでよろしくお願ひいたします。

**議長（原田安生君）**

はい、それでは議会事務局長の方から内容説明を求めます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

**議会事務局長（亀山和正君）**

それではコロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案の提出について簡単なお説明をさせていただきます。こちらの内容につきまして



は既に全国議長会よりご案内のありました内容でございます。令和4年度の地方税財政の対策及び地方税制改正に向け各事項を確実に実現されるよう強く要望するということで5つの内容が示されております。まず一つ目ですが、地方一般財源総額についての内容が示されておりますが、3行目ほどに社会保障関係費が増大する現状を踏まえて他の地方歳出に不合理のしわ寄せがされないよう十分な先ほどの地方一般財源総額こちらの方を確保することということです。2番目につきましては2行目からあります、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に関わる特例措置は本来国庫補助金等により対応すべきであり今回限りの措置として期限の到来をもって確実に終了すること。3番目につきましては土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については今年度限りとすること。4ですけれども自動車税、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について更なる延長は断じて行わないこと。5番としまして炭素に関わる税を創設または拡充する場合にはその一部を地方税又は地方譲与税として地方に税財源配分することということで、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣他5大臣でございます。以上です。

#### 議長（原田安生君）

提出者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。本件は討論を省略して直ちに採決に入ることにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。意見書第3号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認め、よって意見書第3号の件は原案のとおり可決されました。

#### ----- 同意案第5号 -----

#### 議長（原田安生君）

次に日程第23 同意案第5号東栄町教育委員会委員の任命についての件を議題いたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、町長」の声あり）

はい、町長。

#### 町長（村上孝治君）

同意案第5号東栄町教育委員会委員の任命について、西谷まゆみ委員の辞職に伴う欠員補充の任命であり議会の同意を求めるため同意案を提出するものであります。住所、東栄町大字中設楽字■■■■番地、氏名、梅田恵理子、生年月日、昭和56年■月■日、任期は令和3年9月22日から令和6年9月30日までで前任者の残任期間となりますのでよろしくお願いいたします。

**議長（原田安生君）**

同意案第5号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

**1番（浅尾もと子君）**

提案の方法について伺いたいんですが、私が初めて当選して最初の議会に副町長の人事が議論された時にいただいた議案は氏名が白紙だったんですね、その時に受けた説明では人事案件は事前に明らかにしないというようなことを言われた覚えがあります。今回は金曜日に議案が自宅に届けて頂いてましたので確認することができました。また今回委員にですね任命された方がどなたなのか事前に確認することができて大変助かった訳であります。町としてはこのように人事案件であっても事前に議案で明らかにするという認識でよろしいでしょうか。

（「議長、町長」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、町長。

**町長（村上孝治君）**

人事案件ですのでその時々によって違うと思いますのでよろしくお願いいたします。

（「議長、1番」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、1番。

**1番（浅尾もと子君）**

その時々によっては氏名を事前に明らかにしないこともありうるという理解でよろしいですか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

決まっておればこのように出させていただきます。よろしく申し上げます。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

最後だよ、1番。

1番（浅尾もと子君）

決まっておればこのように出させていただくということなんですけど、その私が白紙で頂いた時は誰に任命するか決まっていなかったと理解してよろしいですか。また今後も通常は記名されたものが議案として提出されると理解してよろしいでしょうか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

結構です。

議長（原田安生君）

その他ございますか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。本件は人事案件でありますので討論は省略して直ちに採決いたします。本件に同意することにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって同意案第5号の件は同意されました。

----- 継続審査 -----

議長（原田安生君）

次に日程第 24 議会運営委員会の閉会中の継続審査についての件を議題といたします。議会運営委員長から次期定例会の会期日程と議会運営に関する事項及び諮問に関する事項について会議規則第 73 条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。ここでお諮りいたします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査をすることにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査をすることに決定しました。

以上で本定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。会期中皆様方のご協力に対しまして厚くお礼を申し上げます。これをもちまして令和 3 年第 3 回東栄町議会定例会を閉会いたします。

**議長（原田安生君）**

すいません。それでは教育委員会の方から事務報告をいたします。

**教育課長（栗嶋賢司君）**

すいません。中学生海外派遣事業の代替事業について報告をさせていただきます。今年度の中学生海外派遣事業につきましては、コロナ禍による影響でカナダへの派遣を中止して代替の授業について検討を重ねていきました。8 月末に開催しました中学生海外派遣事業検討会で本来の目的であります体験を通じた国際理解教育は必要であるというふうに判断しまして国内で留学生との交流を中心とした授業を中学生語学研修としまして実施することにいたしました。10 月中に 2 泊 3 日の予定で長野県方面へ出向きまして留学生との散策や交流などを深めて本来の目的を達成したいと考えておりました。今月 30 日に保護者への説明会を予定しております。経費につきましては当初予算の中学生海外派遣事業の予算を活用させていただきたいと考えておりますのでご理解をお願いします。以上です。

----- **閉 会** -----

**議長（原田安生君）**

特にありますか。この件について。良いですね。これで終わります。

<閉 会 12:10>

以上のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

東栄町議会議長

---

署名議員

---

署名議員

---